指定介護予防支援並びに介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

あなた(または、あなたのご家族)が利用しようと考えている指定介護予防支援業務並びに介護予防 ケアマネジメントについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、分 からないこと、分かりにくいことなどがあれば遠慮なく質問をしてください。

1. あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

センター名称	ロカ影町地は句括士様み	N/A	<u> </u>		(宮崎県指定)
センター名称	日之影町地域包括支援センター		介護保険指定事業所番号		番号 4502200050
所 在 地 (連絡先)	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折9074番地3 電話 0982-87-2741 FAX 0982-73-7543				
営業日	月曜日~土曜日 *ただし土曜日は電話での対応	営業時間	1	午前8時1	5 分~午後 5 時
職員体制	管理者(1名・兼務) 主任介護支援専門員に準ずる者(1名) 保健師(1名) 社会福祉士(2名) 介護支援専門員(1名)				
通常の事業 実施地域	日之影町内				

2. 指定介護予防支援並びに介護予防ケアマネジメントの内容及び利用料等

			1ヶ月当たり
介護予防支援の内容	提供方法	介護保険適用の有無	の利用料
			の利用料
① 介護予防サービス・支援計画	契約書別紙に掲	①~⑦は、一連業務	■初回の利用月
書の作成	げる「指定介護	として介護保険ま	月額 7,420 円
②介護予防サービス事業者等と	予防支援業務並	たは地域支援事業	
の連絡調整	びに介護予防ケ	の対象となるもの	■2ヶ月目以降
③サービス実施状況の把握、評価	アマネジメント	です。	月額 4,420 円
④利用者状況の把握	の実施方法等に		
⑤給付管理	ついて」を参照		
⑥要介護認定等の申請に対する	ください。		
協力、援助			
⑦相談業務			

【ご注意】

- ※ 介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料 は不要です。
- ※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいだき、サービス提供証明書を発行することになります。 この証明書を日之影町の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

3. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

地域包括支援センターの担当職員(または居宅介護支援事業所の介護支援専門員)が利用者の状況 把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヶ月に1回となります。(サービスの提供 を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3月に1回などがめやすになります。)

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

4. 高齢者虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識及び技術の向上に努めます。
- (2) 職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

5. 指定介護予防支援業務並びに介護予防ケアマネジメントに関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】	所在地	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折 9074 番地 3		
日之影町地域包括支援センター	電話番号	0982-87-2741 77-28- 0982-73-7543		
	受付時間	8:15~17:00 (月~金)		
【市町村の窓口】	所在地	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折9074番地3		
日之影町保健センター介護保険係	電話番号	0982-87-2306 ファックス番号 0982-73-7543		
	受付時間	8:15~17:00 (月~金)		
【公的団体の窓口】	所在地	宮崎県宮崎市下原町 231 番地 15		
宮崎県国民健康保険団体連合会	電話番号	0985-35-5301		
	受付時間	9:00~17:00		